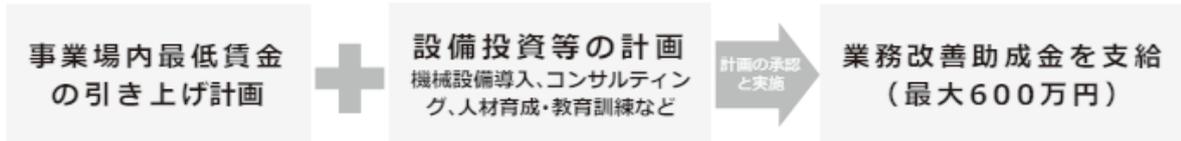


## 業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



### 対象事業主

- ・ 中小企業・小規模事業者（※）であること
  - ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
  - ・ 解雇、賃金の引き下げなどの不交付事由がないこと
- （※）中小企業の範囲については、P19「中小企業の範囲」を参照ください。

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請できます。

### 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

### 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円  
→ 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）  
→ 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円  
 (= 600万円 × 9/10)

>

450万円  
 (= 助成上限額)

(設備投資費用 × 助成率)                      (90円コースの助成上限額)

➡ 450万円が支給されます。

## 助成額・助成率

コース区分	事業場内の最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成額上限額		助成率
			事業場規模30人以上の事業者	事業場規模30人未満の事業者	
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	【事業場内最低賃金】 ・900円未満 ⇒9/10 ・900円以上 950円未満 ⇒4/5(9/10) ・950円以上 ⇒3/4(4/5) ( )内は生産性要件を満たした場合
		2～3人	50万円	90万円	
		4～6人	70万円	100万円	
		7人以上	100万円	120万円	
		10人以上(※)	120万円	130万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円	
		2～3人	70万円	110万円	
		4～6人	100万円	140万円	
		7人以上	150万円	160万円	
		10人以上(※)	180万円	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円	
		2～3人	90万円	160万円	
		4～6人	150万円	190万円	
		7人以上	230万円	230万円	
		10人以上(※)	300万円	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円	
		2～3人	150万円	240万円	
		4～6人	270万円	290万円	
		7人以上	450万円	450万円	
		10人以上(※)	600万円	600万円	

※10人以上の上区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合の対象になります。

## 【特例事業者】

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

①賃金要件	申請事業場の事業内最低賃金 950円未満である事業者
②物価高騰等要件	原材料費の高騰などの社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が、前年同月に比べ、3%ポイント以上低下している事業者

※②に該当する場合、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。

## 支給の流れ

申請期限：令和6年12月27日（事業完了期限：令和7年1月31日）

沖縄労働局雇用環境・均等室へ、所定の様式で交付申請を行います。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施します。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行い、労働局の報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。

